

令和7年度

生活保護法 **指定医療機関**
一般指導 **(第一部)**

医療扶助事務取扱の留意事項について

八王子市福祉部
生活福祉総務課 施設担当

1 指定医療機関の責務

生活保護制度とは…

生活保護法に基づく最後のセーフティネット



「自立支援医療」「指定難病医療費助成制度」など利用できる制度は、生活保護に優先して活用
(他法・他施策優先)

指定医療機関においては、

生活保護制度の「医療扶助」を担当

1 指定医療機関の責務

（1）医療担当の義務

■ 生活保護法第50条第1項

「指定医療機関医療担当規程」の規定に従い懇切丁寧にその医療を担当すること。

※ 「指定医療機関医療担当規程」（昭和25年厚生省告示第222号）

1 指定医療機関の責務

（2）医療担当の診療方針・診療報酬

■ 生活保護法第52条により、医療を担当すること

- 生活保護法第52条第1項

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の例による。

- 生活保護法第52条第2項

前項によることのできないとき及び適当でないときは、厚生労働大臣の定めるところ（※）による。

※「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」

（昭和34年5月6日厚生省告示第125号）

1 指定医療機関の責務

保険外併用療養の非適用

- 保険外併用療養費（評価療養・患者申出療養・選定療養）の支給に係るものには医療扶助は適用されない。
- 患者の希望（患者が費用負担を申し出）があったとしても併用療養は告示により認められない。

（昭和34年5月6日厚生省告示第125号「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」）

医療扶助の対象とならない保険外併用療養費の例

- 評価療養⇒先進医療（高度医療を含む）など
- 選定療養⇒特別の療養環境（差額ベッド）
後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）など

※選定療養の一般病棟入院料等を算定する病床への180日を超えて入院している患者（長期入院選定療養）に関しては、例外的に医療扶助の対象となる場合があります。

1 指定医療機関の責務

後発医薬品の使用

■ 医療の給付のうち医療を担当する医師または歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

(生活保護法第34条第3項、指定医療機関医療担当規程第6条)

1 指定医療機関の責務

明細書の無償交付

- 指定医療機関は、正当な理由がない限り、患者からの求めがない場合でも個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で交付する。

(指定医療機関医療担当規程第7条第2項)

- 明細書を発行する旨を院内掲示する。
- 院内掲示事項をウェブサイトへ掲載する。

(「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日付保発0305第11号厚生労働省保険局長通知))

1 指定医療機関の責務

（3）指導等に従う義務

○生活保護法第50条第2項

患者の医療について、都道府県知事（中核市市長）の行う**指導**に従わなければならぬ。

○生活保護法第54条第1項

都道府県知事（中核市市長）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関もしくは指定医療機関の開設者もしくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」）に対して、必要と認める事項の報告もしくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じ、指定医療機関の開設者もしくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、または当該職員に、関係者に対して質問させ、もしくは当該指定医療機関について実地に、その設備もしくは診療録、帳簿書類その他の物件を**検査**させることができる。

1 指定医療機関の責務

指導（法第50条第2項）

指定医療機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図る。

■ 一般指導

本市では、年1回医科の指定医療機関を対象に、制度の趣旨・留意事項の周知を目的に、資料配布及び講習形式等で実施。

■ 個別指導

指導の対象となる指定医療機関において、被保護者の医療給付に関する事務・診療状況等について、診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で実施。

1 指定医療機関の責務

検査（法第54条第1項）

被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図る。

■ 検査対象の選定

- ・ 診療内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 診療報酬の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 度重なる個別指導によっても診療内容・診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- ・ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

■ 措置

行政上の措置…指定取消、効力停止、戒告、注意

経済上の措置…不正・不当請求額の返還

2 医療扶助の範囲

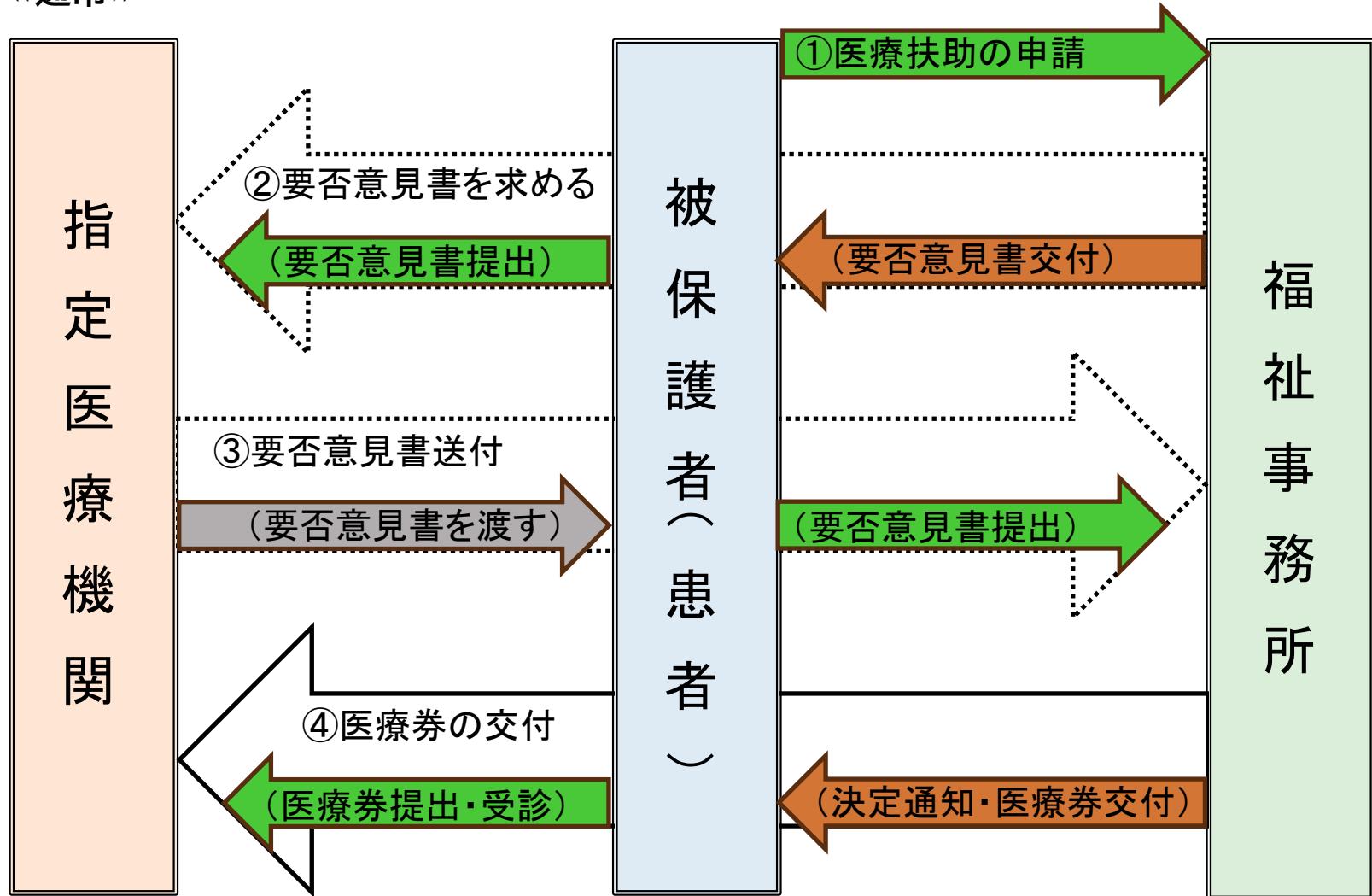
医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる。

(生活保護法第15条)

- 1 診察
- 2 薬剤または治療材料
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

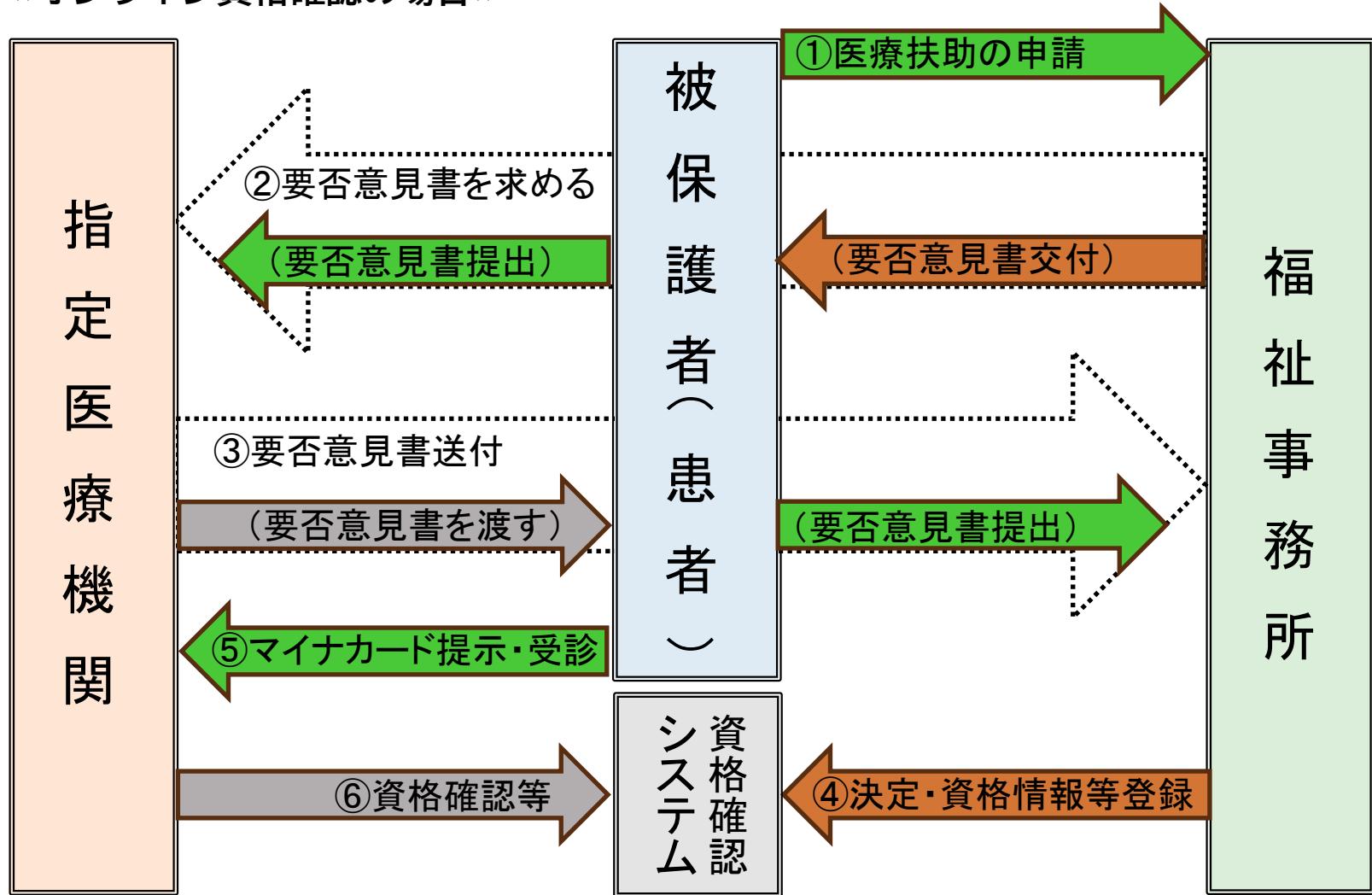
3 医療扶助の申請から決定まで

«通常»



3 医療扶助の申請から決定まで

«オンライン資格確認の場合»



3 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助におけるオンライン資格確認

令和6年3月1日より医療機関・薬局窓口で、生活保護利用者がマイナンバーカードを提示することで資格情報（医療券・調剤券等を含む）をオンラインで確認できます。

※ 生活保護利用者には、マイナンバーカードを利用した受診をお願いしています。

しかし、福祉事務所での発券手続きが行われていない場合は、医療券情報の閲覧ができません。閲覧ができない場合は、電話 FAX 等で連絡ください。

通常、発券登録をすると翌営業日にはデータ連携されます。

【参考】医療扶助オンライン資格確認システム等について

『医療機関等向け総合ポータルサイト』

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

3 医療扶助の申請から決定まで

マイナンバーカードを利用した受診の条件

利用者側の準備

- 1) 八王子市に住民登録がある方で、マイナンバーカードを取得している。
- 2) マイナンバーカードの健康保険証（医療券・調剤券）利用申し込みが完了している。
- 3) 生活保護利用者が福祉事務所に月毎に医療券・調剤券のオンライン資格確認利用を申し出ている。

医療機関側の条件

- 4) 医療機関・薬局が生活保護医療扶助におけるオンライン資格確認を導入している。

★生活保護による医療扶助のオンライン資格確認を導入していない医療機関・薬局へは、従来通り、紙での医療券・調剤券を発行します。

⇒将来的には、厚生労働省の方針に従い、生活保護利用者の受診等は原則マイナンバーカードによるオンライン資格確認に移行する予定です。

4 要否意見書

- 医療要否意見書による医療の要否確認

福祉事務所長等は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料として、医療要否意見書により**指定医療機関**から意見を徴して医療の要否を確認する。

医療要否意見書(月分)		地区担当員
医科	ケース番号	班担当
(氏名) (住所) () 年月日生		
に係る令和 年月日からの医療の要否について意見を求める。		
年月日 様 ()		
八王子市福祉事務所長 		
傷病名又は 部 位 (1) (2) (3)	初 診 年 月 日	転 帰 年 月 日
主要症状 及び今後 の診療見込	(1) 今回診療日以降 1か月間 内 (入院料 円) (2) 第2か月目以降 6か月まで 内 (入院料 円)	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日 治 ゆ 死 亡 中 止
診 察 見 込 期 間	入院外 か月間 日間 入院 か月間 日間	医療事務所への連絡事項
上記のとおり 入院 医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。		
八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 担当医師 (診療科目) 年 月 日		
※嘱託医の意見 嘱託医番号表示記号 期 間 A B C 1 2 3 a b c a b 4 5 6 要 次回要否意見書提出 月以降分 社保負担 他法負担 ※本人支払額		
(切取線)		
※発行年月日 年 月 日	診察料・検査料請求書 年 月 日	
※受理年月日 年 月 日	八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 下記のとおり請求します。 指定医療機関の長又は開設者氏名	
この券による診療年月日 年 月 日 ※受診者名		
請 診 察 料 求 額 合 計	初・再 点 内 点 内 点 内	(検査名) ※社保等負担額 円 差引計 円
「生活保護法(指定医療機関のしおり)」に基づき記入してください。 ※免行政機 福事務所決算欄 課 長 地区査察 担 当 * * * 医療担当 起案 年 月 日 決裁 年 月 日 施行 年 月 日		
上記により医療扶助 を開始します。		

4 要否意見書

医療要否意見書の記載ポイント

医療要否意見書(月分)		地区担当員
医科	ケース番号	班担当
(氏名) (住所) ()	に係る 令和 年 月 日 バックの医療の要否について意見を述べ申す 年 月 日生	
	イ 令和 年 月 日	八王子市福祉事務所長 八王子市福祉事務所長 印
傷病名又は部位 (1) (2) (3)	初診 年 月 日 (1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日	転帰 年 月 日 治 痊 死 亡 中止
主要症状及び今後の診療見込		
診療見込期間 入院外 か月間 日間	概算医療費 1か月間 円	(1) 今回診療日以降 6か月まで 円
入院 か月間 日間	(2) 第2か月日以降 6か月まで 円	福祉事務所への連絡事項
上記のとおり 入院 医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。 八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 院 (所) 長 担当医師 (診療科目) (印)		
※ 備考 ※ 備考医査結果表示記号 期間 要 次回要否意見書提出 A B C 1 2 3 月以降分 a b c a b 4 5 6		
社保負担 他法負担 ※本人支払額 (切取欄)		
※発行年月日 年 月 日	診察料・検査料請求書	
※受理年月日 年 月 日	年 月 日	
八王子市福祉事務所長 様 指定医療機関の所在地及び名称 下記のとおり請求します。 (印)	指定医療機関の医師又は開設者氏名	
この券による診察年月日 年 月 日 ※受診者名		
請求 額 合 計	初・再 点 (検査名) 点 点	※社保等負担額 円 差引計 円
「生保法(指定医療機関のしおり)」に基づき記入してください。 ※発行年月日		
福祉事務所決裁欄	課 長 地区査察 担 当 * * * 医療担当	起案 年 月 日 決裁 年 月 日 施行 年 月 日
上記により医療扶助 を開始します。		

記載ポイント1: 日付

記載ポイント2: 傷病名 部位

記載ポイント3: 主要症状

4 要否意見書

記載ポイント1　　日付

ア 基準日：（福祉事務所にて記入します）

「 年 月 日からの医療の要否について意見を求めるます」

この日付より前に医学的判断が必要となります。

⇒この日付前に福祉事務所へ提出することが原則です。

イ 発行日：（福祉事務所にて記入します）

福祉事務所が医療要否意見書を発行した日です。

ウ 記載日：（医療機関にて記入ください）

担当医師が医療要否意見書を記載した日を記載し、署名をしてください。

※ 要否意見書の交付から医師の記載まで長期間の遅延がある場合、個別指導の指摘事項となります。

医療要否意見書の提出手続が遅れると、福祉事務所による医療の必要性が判断されないまま治療が行われていることになります。福祉事務所が医療の必要性を決定していない場合、「医療券」が発行できず、診療報酬等の請求事務に支障をきたしますので、速やかな提出をお願いします。

4 要否意見書

記載ポイント 2 傷病名と部位

- 意見書が必要な期間において(最長6か月)診療が必要な傷病名、部位、症状等を記載してください。
- 診断が確定されていない場合は、所謂疑い病名を記載してください。
⇒診断確定後、転帰の記載をしてください。
- 代表的な傷病名が複数ある場合には、複数記載してください。
- 専門用語、略語はなるべく使わないでください。

医療要否意見書は、医療扶助を受けようとするとき、または現に受けている医療扶助の停止・廃止を行う場合に必要となる重要な書類になります。各福祉事務所から医療要否意見書の提出依頼があった場合は、できるだけ詳しく、かつ正確に記載をしてください。

4 要否意見書

記載ポイント3 主要症状等の記載

- 主要症状および今後の診療見込欄は、今後の診療見込または今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果等を記載してください。
- 繼続の案件で、病状に変化がない場合でも、提出の省略または記載の省略はできません。「上記疾患のため継続加療が必要」等は記載不足です。慢性疾患であっても、臨床検査結果や自己注射の実施状況、薬の種類や量などで現在の症状を判断する必要があります。病状に変化がなくても具体的に記載するようしてください。
- 診療見込期間は、今後医療が必要な期間の見込を記載してください。
- 繼続中で、今後治療の必要がなくなる場合は、転帰欄に記入してください。

※ 主要症状に記載不足がある場合は、個別指導における指摘事項となります。

4 要否意見書

記載ポイント4 その他

- 新規患者や救急搬送された患者で詳細な状況がわからない場合については、「緊急搬送の状況」、「症状・状態」、「現在の治療と経過」、「急変時の対応状況」等を記載し、提出することを優先してください。
- 臨床検査結果を待っていると提出が遅れる場合は、主要症状欄に「検査結果待ち」等と記載して、提出することを優先してください。
- 患者の状況等により要否意見書の提出が遅れる場合は、内容がある程度書き込める時点で提出してください。内容等の追記や確認が必要と判断した場合は、福祉事務所から随時連絡しますので、その時点での状況を報告ください。

要否意見書は、医療のほか、「移送」「治療材料」「眼鏡」「あん摩・マッサージ、はり・きゅう」給付要否意見書、訪問看護要否意見書、おむつ要否意見書などがあります。本市福祉事務所の様式での記載のポイントについては、「医療扶助に関する事務の取扱いについて」に記載していますので、ご確認ください。

4 要否意見書

あん摩・マッサージ、はり・きゅう給付要否意見書

(1) 納付要否意見書記載のポイント

- 初回・継続に関わらず、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術を受ける場合は、変形徒手矯正術に限らず、医師の書面による直筆の同意書が必要です。
- 同意には、施術者から口頭による同意確認はできません。必ず診察した上で、給付要否意見書の「医師同意」欄に医師が直接記入するか、同意書による同意をしてください。

(2) 同意の際の注意点

- 施術の同意のみではなく、「往療が必要な場合その理由」欄を確認の上同意してください。

※ はり・きゅうの同意は、「慢性病であって、医師による適正な治療手段がない」場合に受けることができます。医療の給付が行われている期間は、施術の給付はできませんのでご注意ください。

※ あん摩・マッサージの場合、「患者の症状が投薬その他の治療によっても効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠な場合」に限り認められます。
⇒肩こり、慰安のための施術は認められません。

5 医療券・調剤券・介護券について

生活保護利用者診療時の注意事項

(1) 医療券等が提出されたら

券面に記載されている有効期間のほか、診療報酬の請求に必要な情報が記載されていますので、内容の確認をお願いします。

- ※ 居住地が八王子市であっても、他市の生活保護を利用している場合
- ※ 居住地が八王子市ではないが八王子市福祉事務所が保護をしている場合
- ※ すでに生活保護廃止となっている場合

(2) 救急搬送してきた生活保護利用者の場合等

生活保護利用者が受診時に医療券を持参することが原則です。持参もなく、郵送もされていない場合は、被保護者から保護の実施機関を聞き取り、各福祉事務所へ診療前に御連絡ください。

急迫状況の場合は、福祉事務所へ第一報をください。

⇒住所・居所がある場合、患者の住所または居所がある福祉事務所

⇒住所・居所がない場合、医療機関所在地の福祉事務所に相談ください。

5 医療券・調剤券・介護券について

生活保護利用者診療時の注意事項

(3) 自己負担金について

医療費や介護費の一部を、生活保護利用者本人が支払う必要がある場合があります。

自己負担分は、医療扶助では支払うことができません。
医療券・調剤券・介護券を確認し、自己負担金の有無を確認ください。

※社会保険に加入している場合

医療券に社会保険の情報を記載していますが、各医療機関の窓口等でも、社会保険証の提示を求めるようお願いします。

5 医療券・調剤券・介護券について

生活保護利用者受診時の注意事項

(4) 診療依頼書

医療券等を八王子市福祉事務所まで受け取りにいけない場合など、居住地の近くにある市民部事務所（南口総合事務所を除く）で、「診療依頼書」（歯科・産婦人科・市外の医療機関を除く）を発行します。

市民部事務所から連絡あり次第、医療券を送付します。利用者が「診療依頼書」を持参した場合も医療券と同様に対応をお願いします。

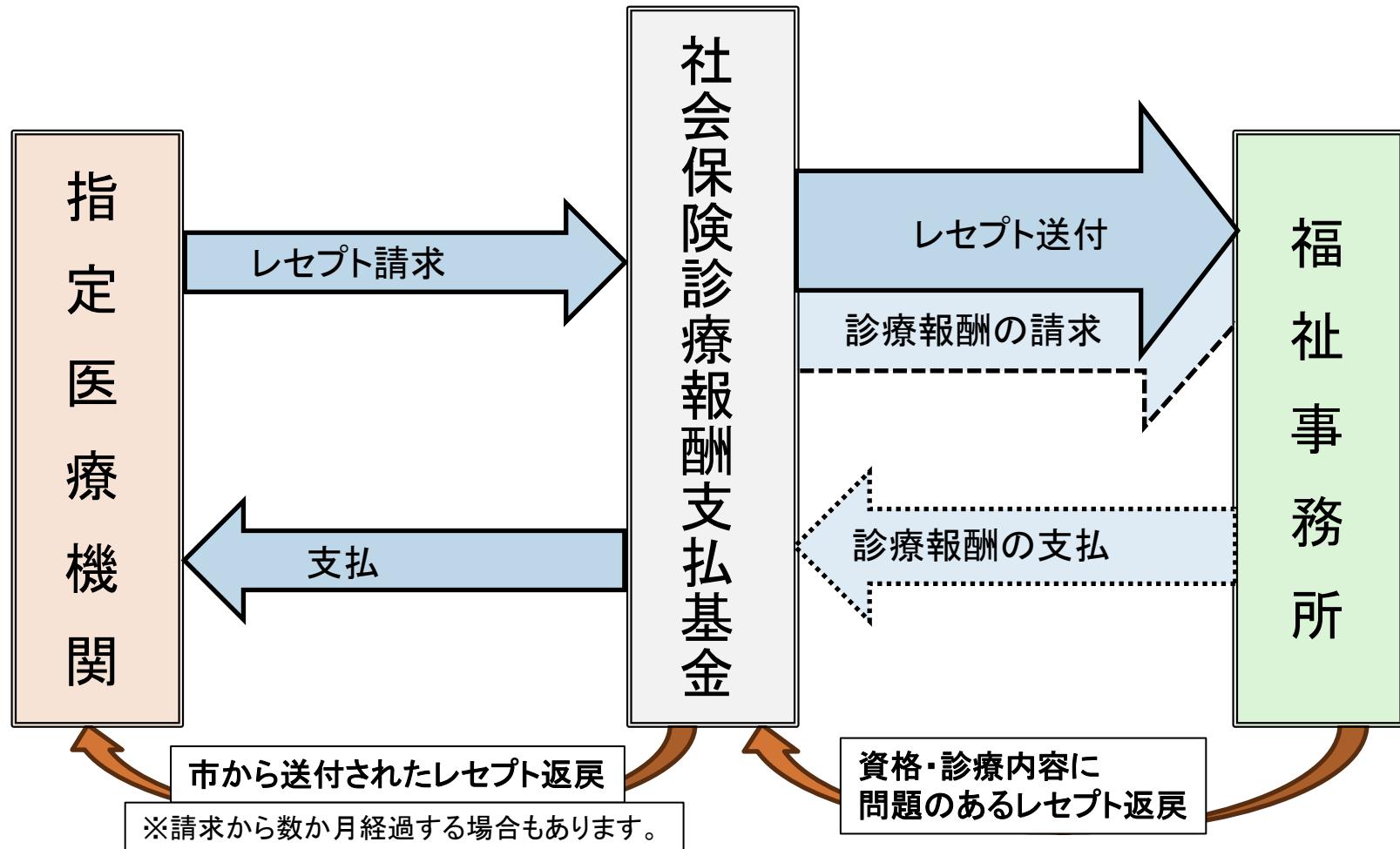
「被保護児童・生徒の『課外授業・修学旅行等での医療機関受診』について」

診療依頼書の一種で、生活保護を利用している児童・生徒が課外授業や修学旅行等で医療機関を受診する場合に持参させている書類です。

この依頼書を持参して診療に来た場合は、返送先に記載された各福祉事務所に郵送ください。後日、医療券等が送付されます。

6 診療報酬の請求について

基本的な診療報酬請求の流れ



6 診療報酬の請求について

資格点検にて問題となる例

受給者番号誤り、社会保険との併用請求になっていない、
公費負担者番号誤り、実施機関相違、一部負担金相違、等…

継続で医療機関を受診している方や、軽快等で診療終了していた方が再診をした際に、
レセプト上に以前の情報が残ったまま請求してしまうと、上記のような問題となってしまうことが多いです。

診療報酬を請求する際は、あらためて医療券の内容確認をお願いします。

7 生活保護法指定機関の申請について

保険医療機関と生活保護法指定医療機関の申請等を同時に行うことが可能になりました。

令和5年（2023年）7月から、生活保護法指定医療機関の申請等が、関東信越厚生局を経由して八王子市に提出することが可能になりました。※¹

これまで	令和5年(2023年)7月以降
保険医療機関等の申請 ⇒地方厚生局へ	地方厚生局への申請の際 生活保護法に関する項目にチェック ⇒地方厚生局へ提出すると 八王子市に情報が届く
生活保護法に基づく指定医療機関申請 ⇒八王子市	

同時申請が可能な申請・届出

新規指定申請、更新指定申請（※²）、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申出

※¹訪問看護ステーションは取扱が異なります。従来通りそれぞれに提出ください。

※²保険医療機関と、生活保護法による指定期間が異なる場合は、従来通りそれぞれに提出ください。

7 生活保護法指定機関の申請について

参考：厚生局の申請書

(表 面)

※番 号		保 险 医 療 機 関 保 险 薬 局 指 定 申 請 書 生活保護法指定医療機関		
※医療機関(薬局)コード		名 称		
① 病院・診療所・薬局		所 在 地		
② 管理者・管理薬剤師		氏 名		
		保険医・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	
③ 診 療 科 名				
④ 開設者(法人の場合は代表者)		医師・歯科医師・保険医・薬剤師・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	
健康保険法第65条第3項第1号、第3号から第5号までのいずれか(指定欠格事由)に該当		有・無	該当する法律名	
			内 容	
			該 当 年 月 日	
⑥ 医療法第30条の11の規定による勧告		有・無	勧 告 年 月 日	
⑦ 指定に係る病床種別ごとの病床数等		床	(うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))	
⑧ 生活保護法の指定医療機関の申請を併せて行う		<input type="checkbox"/>	⑨ 生活保護法第49条の第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約	<input type="checkbox"/>
			⑩ 国の開設した医療機関	<input type="checkbox"/>
生活保護法に関する項目にチェックを入れていただくことで、同時申請が可能になります。				
地方厚生(支)局長 殿		(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)		

様式第一号の三(第三条関係)

令和5年7月以前の様式を使用した場合、生活保護法同時申請の項目がないため、地方厚生局、八王子市それぞれに申請が必要になります。

8 八王子市福祉事務所からのお知らせ

本研修は、「指定医療機関のしおり」「医療扶助に関する事務の取扱いについて」を基に作成しています。

八王子市ホームページに、該当資料を掲載しています。一般指導の内容も含め、指定医療機関として把握いただきたい内容がまとめられています。
ぜひ御一読ください。

参考テキストURL

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003917.html>



個別具体的な医療扶助の取り扱いについて、不明な点等あれば八王子市福祉事務所へ問い合わせください。

- ・要否意見書、医療券等の発行・問い合わせ
- ・医療扶助に関すること
- ・医療機関の指定申請等、一般・個別指導に関すること
- ・生活保護利用者個人に関すること（入退院連絡含む）

} 医療・介護担当
} 施設担当
} 各担当ケースワーカー